

東串良町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 8 月 25 日 策定
令和 2 年 8 月 25 日 変更
令和 5 年 10 月 25 日 変更

東串良町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

東串良町においては、殆どが平坦地であり、平地はわずかの高低差をもって台地と低地に分かれている。地域の利用状況や営農類型を考慮し、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

近年、農業従事者の高齢化等が進んでおり、遊休農地の発生が課題となっていることから、その発生防止・解消に努めるとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、町が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来のあり方や農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

このような観点から、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、東串良町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、基盤法第 5 条第 1 項に規定する鹿児島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び基盤法第 6 条第 1 項に規定する東串良町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	1, 3 6 0 h a	8 7 7. 9 h a	6 4. 5 %
3年後の目標 (令和8年4月)	1, 3 5 0 h a	1 0 1 2. 5 h a	7 5. 0 %
目 標 (令和15年4月)	1, 3 4 0 h a	1 2 0 6. 0 h a	9 0. 0 %

【目標設定の考え方】

・本町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に準じておおむね90%とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた利用調整を行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

地域ごとの農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえ、農地中間管理機構との連携により農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、基盤整備未実施地域等で農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年4月)	1,360 ha	8.1 ha	0.6 %
3年後の目標 (令和8年4月)	1,350 ha	2.4 ha	0.2 %
目 標 (令和15年4月)	1,340 ha	1.0 ha	0.1 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地利用状況調査と農地利用意向調査の実施について

(ア) 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

(イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(ウ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

農地利用意向調査の結果に基づき、農家の意向を踏まえ農地中間管理機構への利用権設定を進める。

③ 非農地判断について

農地利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和5年4月）	3人 （ 0. 6ha）	0法人 （ 0ha）
3年後の目標 （令和8年4月）	5人 （ 1. 0ha）	2法人 （ 2. 0ha）
目 標 （令和15年4月）	7人 （ 1. 4ha）	2法人 （ 2. 0ha）

【目標設定の考え方】

- ・本町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に準じて設定する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、新規参入を希望する者からの相談、農地のあっせん等への対応に努める。

② 新規就農フェア等への参加について

町、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加し情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の推進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

東串良町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、東串良町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力